



株式会社きずなホールディングス

「葬儀再生は、日本再生。」

第 6 期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2023年8月25日(金曜日)午前10時00分より
(受付開始：午前9時30分)

場所

東京都港区浜松町二丁目3番1号
浜松町コンベンションホール&Hybrid
スタジオ5F メインホールA
前回と会場が異なりますのでご注意ください。

議案

第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

「葬儀再生は、日本再生。」

当社グループの企業理念は「葬儀再生は、日本再生。」であります。

葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて

生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、

家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、

これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

ビジネスフィールド

グループ概要

当社グループは、持株会社である当社、連結子会社3社（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋）、関連会社1社（株式会社学研ファミリー）の計5社で構成されております。

葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っております。

きずなホールディングス

グループ経営戦略の立案・推進・管理

家族葬のファミリー

葬儀施行業
ネット集客業

花駒

葬儀施行業

備前屋

葬儀施行業

学研ファミリー

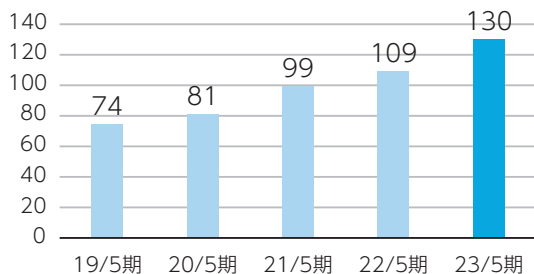
葬儀施行業
(持分比率49%)

事業内容

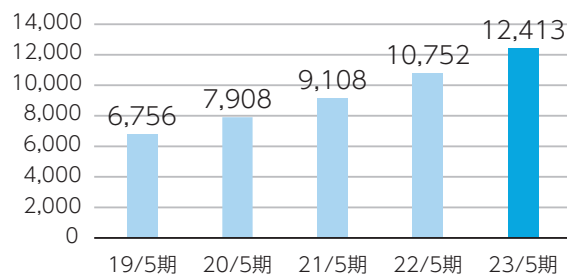
葬儀売上を構成する葬儀施行業の直営ホールは、「家族葬のファミリー」ブランドを中心に「甲家の灯（とむりえのひ）」、「イマージュ」、「オブジェ」など、地域特性や顧客認知度を考慮して複数ブランドを展開しております。

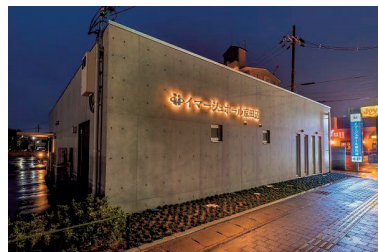
直営ホールの出店は、自社出店とM&Aの両面から取り組んでおり、これまで継続的に増加しております。2023年5月期は過去最大となる21ホールの新規出店により期末店舗数は130ホールとなり、年間葬儀件数は12,000件を突破いたしました。

直営ホール数



葬儀件数





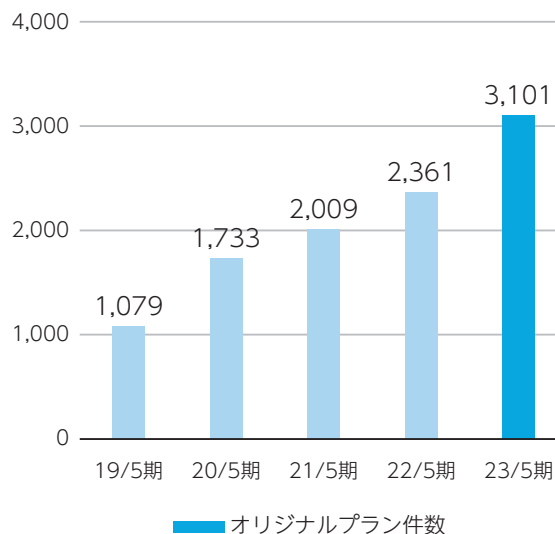
サービスの特徴

当社は「1日1組貸切」の家族葬専用ホールを中心とした店舗展開をしております。これにより、お客様は周囲への気兼ねなく、心ゆくまで故人様とのお別れの時間をお過ごしいただくことができます。

また、「ひとりひとりに合った葬儀の実現」という新しい価値の創造を目指し、2016年より当社独自のオーダーメイド型葬儀「オリジナルプラン」の提供を開始いたしました。お客様から多くのご支持をいただき、オリジナルプラン件数は年々増加し、サービス開始からの累計件数は10,000件を突破いたしました。



■ オリジナルプラン件数



招集ご通知

(証券コード7086)
2023年8月10日
(電子提供措置の開始日 2023年8月3日)

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目2番12号
株式会社きずなホールディングス
代表取締役社長兼グループCEO 中道 康彰

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、ご来場、スマートフォン、パソコン等又は書面（郵送）のいずれかにより議決権行使をいただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第6期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kizuna-hd.co.jp/ir/meeting>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスのうえ、銘柄名「きずなホールディングス」又は証券コードに「7086」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2023年8月25日（金曜日）午前10時00分より（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ5F メインホールA
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。前回と会場が異なりますのでご注意ください。)

- 3. 目的事項 報告事項**
1. 第6期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

1. ご来場による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. スマートフォン、パソコン等による議決権行使の場合
後記（7～8ページ）をご高覧の上、2023年8月24日（木曜日）午後5時までに行使してください。
3. 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年8月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
4. 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、スマートフォン、パソコン等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、スマートフォン、パソコン等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他株主総会招集に関する事項

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付いたします。なお、次の事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。

したがって、本招集の当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記4ページの当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

TYPE 1. ご自宅等にて行使される株主様



スマートフォンで議決権を行使される場合

後記7ページをご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）午後5時まで



パソコン等で議決権を行使される場合

後記8ページをご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）午後5時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）午後5時到着分まで

TYPE 2. 総会会場にて行使される株主様



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2023年8月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ5F メインホールA
東京都港区浜松町二丁目3番1号

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。前回と会場が異なりますのでご注意ください。）

スマートフォン、パソコン等による議決権行使のご案内

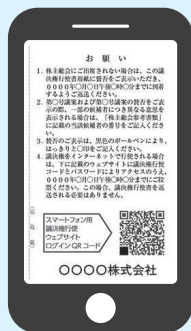
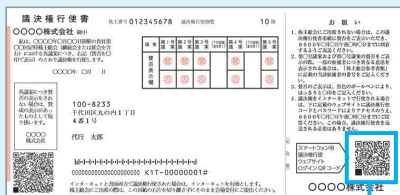
議決権行使期限 **2023年8月24日** (木曜日) 午後**5時**まで

スマートフォンによる行使方法

「スマート行使」により、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 「スマート行使」へアクセスする
同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取る

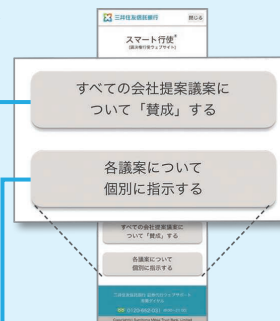
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議案の賛否を選ぶ
画面の案内に従って議案の賛否を選択

A 会社提案に「賛成」する

B 議案詳細を確認したうえで、個別の候補者の賛否を判断する



画面の案内に従って行使完了です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、次ページ「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。再度QRコードを読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

スマートフォン、パソコン等による議決権行使のご案内

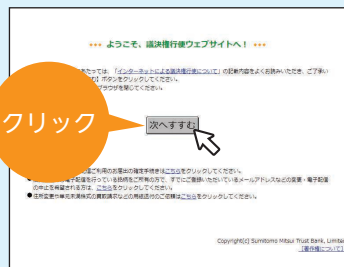
パソコン等による行使方法

「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力により、ウェブサイトへログインします。

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

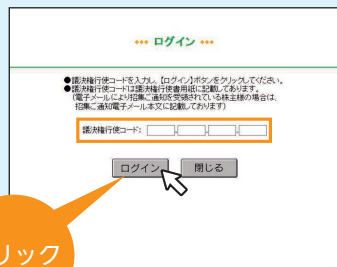
<https://www.web54.net/>

「次へすすむ」をクリック



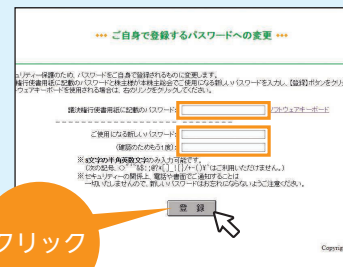
2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードを 入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時総会終結の時をもって取締役の全員（4名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	なかみち 中道 やすあき 康彰	代表取締役社長 兼グループCEO	100% (23回/23回)
2	再任	せきもと 関本 あきお 彰大	取締役兼 CFO	100% (23回/23回)
3	再任	おかざき 岡崎 ひとみ 仁美	取締役兼 CSO	100% (23回/23回)
4	再任 社外 独立役員	まつもと 松本 だいすけ 大輔	取締役	100% (23回/23回)

1. なかみち 中道 やすあき 康彰 (1967年2月2日生)

再任



所有する当社株式の数

5,685株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
- 2010年 4月 (株)リクルートメディアコミュニケーションズ 代表取締役社長
- 2012年10月 (株)リクルートコミュニケーションズ 代表取締役社長
- 2013年 4月 (株)ジョブダイレクト 取締役
- 2016年 7月 (株)エポック・ジャパン（現(株)家族葬のファミリーユ）取締役COO
- 2016年 9月 同社 取締役副社長
- 2017年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
- 2017年 6月 当社 代表取締役社長
- 2018年 4月 (株)花駒 代表取締役会長
- 2018年11月 当社 代表取締役社長兼グループCEO（最高経営責任者）（現任）
- 2020年 8月 (株)花駒 取締役会長（現任）
- 2021年 3月 (株)備前屋 代表取締役会長（現任）
- 2022年10月 (株)学研ファミリーユ 代表取締役社長（現任）

選任理由及び期待される役割

中道康彰氏は、2017年から当社の代表取締役社長を長年にわたり務めており、就任以来強いリーダーシップを発揮し、当社の経営を牽引してきた実績を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

2. せきもと あきお 関本 彰大 (1964年9月6日生)

再任



所有する当社株式の数

2,997株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1990年10月 青山監査法人プライスウォーターハウス入所
- 1999年10月 (株)インプレスホールディングス入社
- 2003年 6月 同社 取締役CFO
- 2007年 7月 同社 代表取締役CFO
- 2007年 9月 同社 代表取締役社長
- 2017年10月 (株)エポック・ジャパン（現(株)家族葬のファミリーユ） 取締役（現任）
- 2017年12月 当社 取締役
- 2018年 4月 (株)花駒 取締役
- 2018年11月 当社 取締役兼CFO（最高財務責任者）（現任）

選任理由及び期待される役割

関本彰大氏は、財務・会計分野における専門的な経験と知見を有しているとともに、長年にわたり上場企業のCFO、代表取締役社長を歴任したことから、取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

3. おかざき ひとみ 岡崎 仁美 (戸籍名：田中 仁美) (1971年1月30日生)

再任



所有する当社株式の数

2,274株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社
- 2013年 4月 (株)リクルートキャリア 新卒事業本部事業企画部長
- 2018年 4月 (株)ベクトル入社 経営戦略本部長兼人財開発本部長
- 2018年 7月 (株)スマートメディア 取締役
- 2018年 7月 (株)あしたのチーム 取締役
- 2019年 3月 当社 取締役兼CSO（最高戦略責任者）（現任）
- 2019年 3月 (株)家族葬のファミリーユ 取締役
- 2022年10月 (株)学研ファミリーユ 取締役（現任）
- 2023年 6月 (株)家族葬のファミリーユ 取締役副社長（現任）

選任理由及び期待される役割

岡崎仁美氏は、長年にわたるマーケティング分野における豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

4. まつもと だいすけ
松本 大輔 (1974年3月4日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1997年 4月 マッキンゼーアンドカンパニー インクジャパン入社
- 2005年 7月 同 アソシエート・プリンシパル
- 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株) シニアエグゼクティブ・アドバイザー
- 2009年10月 ルートエフ・パートナーズ(株)設立 代表取締役（現任）
- 2017年 7月 (株)メガネスーパー 取締役
- 2017年 8月 金融庁金融研究センター 特別研究員（委嘱）
- 2017年11月 (株)ビジョナリーホールディングス 取締役
- 2019年 7月 当社 取締役（現任）
- 2023年 3月 (株)ビジョナリーホールディングス 代表取締役社長（現任）

選任理由及び期待される役割

松本大輔氏は、社外取締役候補者であります。長年にわたり複数の事業法人の取締役を歴任する等の豊富な経験・実績、見識を当社の経営体制に活かしていただけることから、取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本大輔氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は松本大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 松本大輔氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年1か月となります。
5. 松本大輔氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合は上記責任限定契約を継続予定であります。
6. 各候補者と当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案において選任が承認可決された場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

本定時総会終結の時をもって監査役の全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. ^{あおき}青木 ^{みのる}実 (1958年10月1日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式の数

—株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1982年 4月 野村證券(株) (現 野村ホールディングス(株)) 入社
- 2001年 10月 同社 営業相談室長兼総務審理室長
- 2004年 4月 同社 執行役営業業務本部支店経営担当(東京)兼本店長
- 2008年 10月 同社 執行役員名古屋支店長
- 2009年 4月 野村ビジネスサービス(株) 執行役副社長
- 2011年 4月 同社 取締役副社長
- 2013年 4月 野村證券(株) 顧問
- 2014年 6月 (株)野村総合研究所 常勤監査役
- 2018年 6月 同社 理事
- 2019年 6月 当社 常勤監査役（現任）
- 2019年 6月 (株)家族葬のファミリーユ 常勤監査役（現任）
- 2020年 6月 アライアンス・バーンスタイン(株) 社外監査役（現任）
- 2020年 11月 (株)花駒 監査役（現任）
- 2021年 3月 (株)備前屋 監査役（現任）

選任理由及び期待される役割

青木実氏は、他の会社における豊富な監査役経験等を当社監査体制に活かしていただけることから、監査役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

かしはら とも ゆき
2. 柏原 智行 (1972年9月19日生)

再任 社外 独立役員



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 石井法律事務所入所（現任）
2018年 8月 当社 監査役（現任）

所有する当社株式の数

一株

選任理由及び期待される役割

柏原智行氏は、弁護士の経験等を当社監査体制に活かしていただけることから、監査役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

3. 寺田 芳彦 (1971年1月30日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 三菱信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入社
- 2001年 11月 KPMGピートマーウィック(株)入社
- 2002年 9月 (有)マスターズ・トラスト会計社入社
- 2004年 1月 (株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所 取締役
- 2006年 4月 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 組合員
トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 パートナー (現任)
トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役 (現任)
(有)エムケイホーム 宅建主任従事者
- 2009年 2月 パシフィックコマーシャル(株) 社外監査役
- 2019年 8月 当社 監査役 (現任)
- 2021年 1月 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 職務執行者 (現任)

選任理由及び期待される役割

寺田芳彦氏は、公認会計士及び税理士の経験等を当社監査体制に活かしていただけることから、監査役として適任であると判断し、引き続き候補者として選定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 青木実氏は、常勤監査役の候補者であります。
3. 各監査役候補者は、社外監査役の候補者であります。
4. 当社は各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 青木実氏の社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年2か月となります。
6. 柏原智行氏の社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
7. 柏原智行氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任理由及び期待される役割の欄に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
8. 寺田芳彦氏の社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
9. 各候補者と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案において候補者の選任が承認可決された場合は上記責任限定契約を継続予定であります。各候補者が選任された場合、各氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 各候補者と当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案において選任が承認可決された場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期に亘った新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が年度後半より収束に向かいはじめ、足元ではコロナ以前の日常生活、経済活動を取り戻しつつあります。一方で、原材料価格をはじめとした物価高騰の影響が継続する等、景気の先行きについては依然見通し難い状況が続いております。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴って潜在需要を示す死亡者人口が2040年まで年々増加すると推計されており、今後の葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により簡素な葬儀の需要が高まるなど葬儀単価は中長期的に低下傾向にあります。COVID-19を契機として葬儀の小規模化の流れは一気に加速し、従来的一般葬から家族葬へのシフト、更には直葬や火葬式といったより簡素な葬儀の比率が増加し、業界全体で葬儀単価は大きく低下いたしました。COVID-19収束を受け、短期的には葬儀単価の回復が見込まれるものの、中長期的には葬儀の小規模化の流れは継続するとの見通しです。

事業環境の構造的な変化が継続する中、当社グループは従前より「一日一組」の「家族葬」を提供することにより、社会の変化や生活者の変容する葬儀需要に着実に対応してまいりました。

当連結会計年度は、積極出店方針を継続し過去最高の21店舗の新規出店を行い、グループ直営ホール数は130店舗となりました。COVID-19による影響長期化を受け、葬儀単価は前期比5千円減の796千円となりましたが、COVID-19収束傾向を受け、期後半においては回復に向かいました。新規出店や既存店の伸びにより、葬儀件数は前期比1,661件増加の12,413件と大きく増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益10,535百万円（前期比1,264百万円増）、営業利益1,181百万円（前期比109百万円増）、税引前当期利益992百万円（前期比95百万円増）、当期利益及び、親会社の所有者に帰属する当期利益はいずれも700百万円（前期比102百万円増）となり、売上収益、利益ともに2期連続で過去最高を更新いたしました。

なお、各拠点別の葬儀取扱件数、及び葬儀件数の内数であるオリジナルプラン葬儀件数は、下記のとおりとなります。

【葬儀取扱の状況】

区分	会社	拠点	展開都道府県	取扱件数		
				2022年5月期	2023年5月期	増減
葬儀施行業 (葬儀件数)	(株)家族葬の ファミリーユ	北海道支社	北海道	1,492	1,617	125
		千葉支社	千葉県	1,733	2,066	333
		愛知支社	愛知県	1,276	1,509	233
		熊本支社	熊本県	1,335	1,662	327
		宮崎支社	宮崎県	1,886	2,174	288
		都市総合支社	埼玉県 東京都 神奈川県	1,458	1,371	△87
	(株)花駒	—	京都府 大阪府 奈良県	1,001	1,195	194
	(株)備前屋	—	岡山県	571	819	248
		小計		10,752	12,413	1,661
	ネット集客業 (仲介件数)	(株)家族葬の ファミリーユ	都市総合支社	27道府県	1,167	961
合計				11,919	13,374	1,455

【オリジナルプランの状況】

	2022年5月期	2023年5月期	増減
オリジナルプラン葬儀件数 (件)	2,361	3,101	740
葬儀件数に占めるオリジナル プラン葬儀件数の割合 (%)	22.0	25.0	3.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、以下の設備投資を実施しております。

設備投資内容	設備投資額（百万円）
ホール新設等	1,351
その他（社内システム機能追加等）	75
合 計	1,426

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、主に新規出店を目的として、長期借入金1,642百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2022年10月3日付で合弁会社(株)学研ファミーユを設立し、持分法適用関連会社としました。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本の人口動態に密接に関係しております。日本の人口は戦後一貫して増加を続け、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが、高齢化の進展に伴い死亡数は増加を続けております。2040年までは死亡数の増加が継続する見通しであり、葬儀の需要も拡大を続けると予想されま

日本における死亡数の推移と予測

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
死亡数 (単位：千人)	1,084	1,197	1,290	1,373	1,525	1,596	1,645	1,665

(注) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より

そのような環境の中、当社グループが2つのビジネスモデル（葬儀施行業、ネット集客業）を構築するに至った背景は、①会葬者数の減少、②不透明な業界慣行、③儀礼儀式に止まった葬儀、④零細事業者が多い葬儀業界構造、の4つの事業環境に対応する必要性を認識したためであります。

それぞれの事業環境への対応策は以下のとおりであります。

①会葬者数の減少

少子高齢化の進展や地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、葬儀における会葬者数は減少の一途を辿っています。その中で、従来のように百名を超える会葬者を想定した大ホールにて少人数の葬儀を行うことは「寂しい葬儀」という芳しくない印象を与えて故人や喪主の尊厳を損ないかねません。また、投資効率の観点からみても、大規模ホールは投資回収が長期間にわたり維持費が高額になる等、投資効率が悪く大きなリスクが内在します。そこで当社グループは、葬儀施行業において「家族葬」という葬儀カテゴリーに注力し、「一日一組」限定で葬儀を行うことで顧客満足度を高めるとともに、会葬者数の変化に対応した小規模ホールを展開することで投資効率を高める直営モデルを中心に推進しております。

②不透明な業界慣行

生活者が葬儀内容や価格に詳しくないという状況の中で、不要なアイテムや高価格のアイテムを売り込むといった従来の葬儀業界の悪しき慣習が一部に残っております。このような状況を打破し、生活者の支持を得る必要があると考えた当社グループでは、アイテム選択の煩わしさと価格の不透明さからお客様を解放するためのシンプルで明瞭な葬儀プランを提供することで、お客様の納得感を高めております。

③儀礼儀式に止まった葬儀

従来の葬儀は儀礼儀式を滞りなく行うことのみに重きが置かれていました。しかし、葬儀は本来、故人を心を込めてお見送りし、残されたご家族が「家族のきずな」を再確認する機会であるべきだと考えております。このような儀礼儀式に止まっている従来の葬儀からの脱却の必要性を当社グループは認識し、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」というサービスを開発するなど、従来の葬儀に囚われない新たな葬儀サービスの提案を行っております。

④零細事業者が多い葬儀業界構造

葬儀は地域密着ビジネスであり、多くの葬儀社が地場特定エリアのみで事業を展開し、その大部分が中小零細事業者です。一方、顧客ニーズの多様化があらゆる業界で起こり、またインターネットの普及により情報が拡散するようになった環境において、他業種からの参入も進んでおります。かかる状況下において、葬儀業界も、これまでのような地域に閉ざされた営業範囲のみで経営ができる時代ではなくなってきていると考えております。当社グループは、このような構造変化を成長の機会と捉えており、M&Aを活用して零細事業者を事業承継していくことで、直営ホールエリアの全国展開を推進してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

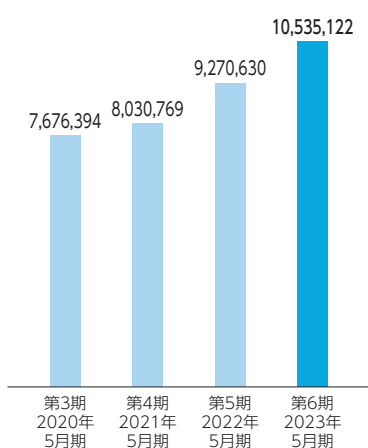
区 分	第3期	第4期	第5期	第6期
	2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
売上収益 (千円)	7,676,394	8,030,769	9,270,630	10,535,122
営業利益 (千円)	488,675	733,359	1,072,260	1,181,611
税引前当期利益 (千円)	333,574	565,030	897,294	992,922
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	210,426	359,368	598,778	700,818
基本的1株当たり当期利益 (円)	30.89	52.17	86.93	101.64
資本合計 (千円)	3,587,110	3,947,480	4,547,109	5,256,333
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	520.74	573.07	660.13	761.88
資産合計 (千円)	17,540,549	20,883,948	23,273,412	28,242,138

(注) 1. 連結計算書類は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。

2. 2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

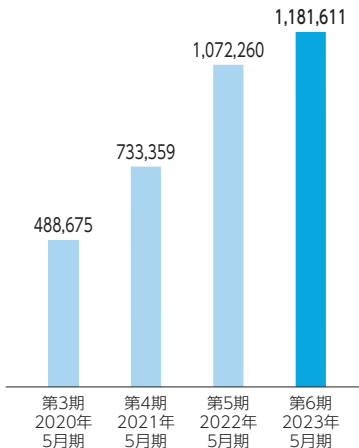
売上収益

(単位: 千円)



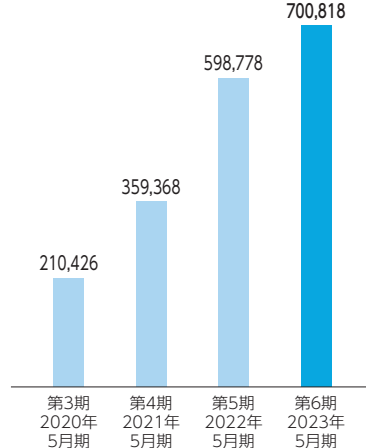
営業利益

(単位: 千円)



親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位: 千円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) Advantage Partners(H.K.) Limitedは国際会計基準 (IFRS) における最終支配当事者であります。が、会社法第2条第4号に定める親会社には該当しないため、記載しておりません。

②重要な子会社に関する事項

会社名	所在地	資本金	当社持株比率	事業内容
(株)家族葬のファミリーユ	東京都港区	100百万円	100%	葬祭業
(株)花駒	京都府相楽郡精華町	10百万円	100%	葬祭業
(株)備前屋	岡山県瀬戸内市	4百万円	100%	葬祭業

③特定完全子会社に関する事項

(i) 特定完全子会社の名称及び住所

名称 (株)家族葬のファミリーユ

住所 東京都港区浜松町二丁目2番12号 (2023年6月5日より)

(ii) 当社及び完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
2,258百万円

(iii) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
8,116百万円

(8) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社3社、関連会社1社で構成されております。

当社は持株会社として、当社グループの経営管理及び連結子会社の経営指導業務を主な事業としており、連結子会社 (株)家族葬のファミリーユ、(株)花駒、(株)備前屋)、関連会社 (株)学研ファミリーユ) は葬儀サービスの提供を主な事業としております。

(9) 主要な営業所 (2023年5月31日現在)

① 本社及び支社

会社	名称	所在地
当社	本社	東京都港区
	本社	同上
	都市総合支社	同上
(株)家族葬のファミリーユ	北海道支社	北海道札幌市手稲区
	千葉支社	千葉県鎌ヶ谷市
	愛知支社	愛知県刈谷市
	熊本支社	熊本県熊本市東区
	宮崎支社	宮崎県宮崎市
(株)花駒	本社	京都府相楽郡精華町
(株)備前屋	本社	岡山県瀬戸内市

② 葬儀ホール

会社	都道府県	ホール数
(株)家族葬のファミリーユ	北海道	20
	千葉県	24
	神奈川県	2
	愛知県	20
	熊本県	20
	宮崎県	30
(株)花駒	京都府	6
	大阪府	1
	奈良県	2
(株)備前屋	岡山県	5
ホール数 合計		130

(10) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況（2023年5月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
319名	53名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート社員、契約社員、派遣社員を含む。）は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	2名増	42.5歳	2.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パート社員、契約社員、派遣社員を含む。）は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況（2023年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,904百万円
株式会社三井住友銀行	1,322百万円
株式会社りそな銀行	945百万円

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンの残高2,500百万円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数…………… 27,153,880株
 (2) 発行済株式の総数…………… 6,899,426株
 (3) 株主数…………… 2,765名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号 無限責任組合員株式会社AP V GP	2,176,654株	31.54%
AP CAYMAN PARTNERS III, L.P.	744,206株	10.78%
MSIP CLIENT SECURITIES	218,900株	3.17%
JAPAN FUND V, L.P.	192,058株	2.78%
株式会社SBI証券	189,016株	2.73%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	185,300株	2.68%
GMOクリック証券株式会社	157,100株	2.27%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	142,700株	2.06%
株式会社学研ホールディングス	138,000株	2.00%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	117,582株	1.70%

(注) 持株比率は自己株式（294株）を控除して算出しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,956株	3名

(注) 1. 譲渡制限付株式（RS）による交付であります。

2. 譲渡制限期間は、当社及び当社の子会社の取締役を退任した直後の時点までの間です。

3 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第1回新株予約権

発行決議年月日	2016年12月16日	(注) 1
保有者数	当社取締役	1名
新株予約権の数	50,000個	(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり500円	(注) 3
新株予約権の発行価額	1個あたり70円	
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から2026年12月15日まで	(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	535円 資本組入額 268円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下（ア）乃至（ウ）のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>（ア）2018年5月期におけるEBITDAが850百万円以上である場合 （イ）2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 （ウ）2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	

(注) 1. 本新株予約権は、2017年6月1日に株式移転により当社が設立されたことに伴い、(株)家族葬のファミリーユで2016年12月16日に発行決議された第1回新株予約権に代えて、当社で発行されたものです。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は2株です。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。）

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする

場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が50,000株から100,000株に変更になっております。

3. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

4. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり70円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり70円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
 - ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
 - iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
 - iv. 死去した場合
- ③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 2017年8月以前に退任した場合
100%
 - ii. 2017年9月から2018年8月に退任した場合
100% - (30% × 2017年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12)
 - iii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
100% - (30% × 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 ÷ 12 + 30%)
 - iv. 2019年9月から2020年8月に退任した場合

100%－(40%×2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数÷12+60%)

- ④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i 乃至 iv に従い算出される数値は100%とする。
- i. 当社の2018年5月期から2020年5月期の3事業年度におけるEBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア) 2018年5月期におけるEBITDAが 850百万円以上である場合
 - (イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
 - ii. 新株予約権者が当社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度）の初月から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

②第2回新株予約権

発行決議年月日	2017年12月25日	
保有者数	当社取締役 1名	
新株予約権の数	25,000個	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり800円	(注) 2
新株予約権の発行価額	1個あたり105円	
新株予約権の行使期間	2017年12月25日から2027年12月24日まで (注) 3	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	853円
	資本組入額	427円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない (ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 (イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は2株です。但し、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。)
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{1}$$
- また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。
- なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。
- 2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が25,000株から50,000株に変更になっております。
2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されます。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とします。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。
 - ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり105円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当すること起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり105円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
 - ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
 - iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
 - iv. 死去した場合
 - ③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり105円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 2018年1月から2018年8月に退任した場合
 $100\% - (20\% \times 2018年1月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数)$
 （ただし当該経過月数が零以下の場合は零とする） $\div 5$
 - ii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 20\%)$
 - iii. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 60\%)$
 - ④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i乃至ivに従い算出される数値は100%とする。
 - i. 当社の2019年5月期及び2020年5月期の2事業年度につき、EBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
 - ii. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度）の初月（ただし、当該事業年度が2018年5月期である場合は2017年11月とする。）から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

③第3回新株予約権

発行決議年月日	2019年5月30日
保有者数	当社取締役 1名
新株予約権の数	2,500個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,000円 (注) 2
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2022年6月1日から2029年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000円 資本組入額 500円
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、その権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員の地位であることを要する。新株予約権者は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員もしくは従業員の地位を失った場合（死亡による場合を含む。）、その時点以降、未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、当該時点において当該未行使の本新株予約権の全部を放棄したものとみなされる。 ② 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び担保権等の設定その他本新株予約権の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は2株です。但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されます。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てます。）

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記の他、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が2,500株から5,000株に変更になっております。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下「株式公開日」という。）の前日以前においては、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、株式公開日以降においては、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とします。

また、「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

調整後行使価額、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用します。

更に、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができます。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者（同人の死亡による場合には、その相続人を含む。）の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務執行の対価として付与された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年5月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼 グループCEO	中道 康彰	(株)家族葬のファミリー 代表取締役社長 (株)花駒 取締役会長 (株)備前屋 代表取締役会長 (株)学研ファミリー 代表取締役社長
取締役兼CFO	関本 彰大	(株)家族葬のファミリー 取締役
取締役兼CSO	岡崎 仁美	(株)学研ファミリー 取締役 (株)家族葬のファミリー 取締役
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 代表取締役社長
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役 アライアンス・バーンスタイン(株) 社外監査役 (株)花駒 監査役 (株)備前屋 監査役
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 パートナー トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 職務執行者

- (注) 1. 取締役松本大輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役柏原智行氏は弁護士としてコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、監査役寺田芳彦氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役松本大輔、監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役松本大輔氏、並びに監査役青木実、柏原智行、寺田芳彦の3氏と当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項ならびに同第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、当社監査役及び当社管理職の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為などに起因する損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として採用できるよう、一定の採用競争力が担保された報酬とする。
- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性の高い報酬体系とする。
- ・取締役報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成される。
- ・固定報酬は、役位及び在任年数に配慮するとともに、その水準は、入手可能な客観的データを参照するなどして、期待される業績に見合った水準を設定する。
- ・業績連動報酬は、業績指標として日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定する。
- ・非金銭報酬は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式を付与する場合がある。
- ・取締役報酬の内訳は、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、入手可能な客観的データを参照するなどして、期待される業績に見合った水準を設定する。
- ・取締役の個人別の報酬の決定は、任期ごとに報酬委員会で審議されたうえで、取締役会から一任された代表取締役社長兼グループCEOが、報酬委員会の答申に基づき決定する。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年8月28日開催の第3期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬枠

とは別枠で、2022年8月26日開催の第5期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額30百万円以内、株式の上限を31,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年8月26日開催の第2期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長兼グループCEO中道康彰が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するには代表取締役が最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう任意の報酬委員会を設置し、その答申に基づき報酬等の具体的内容を決定することとしている等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	126,813 (6,000)	93,000 (6,000)	25,333 (—)	8,479 (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計	142,413 (21,600)	108,600 (21,600)	25,333 (—)	8,479 (—)	7名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して支給しております。業績連動報酬の額の算定方法は、日本基準の連結EBITDAの達成率に応じて所定の係数を乗じて算出される額を支給することとしております。当社は、連結キャッシュ・フローの最大化を重要な業績目標としており、連結キャッシュ・フローに近似した日本基準の連結EBITDAを重要な業績管理の指標としております。なお、当期におきましては、所定の達成率を達成いたしましたので、業績連動報酬を支給いたしております。
2. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	松本 大輔	ルートエフ・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)ビジョナリーホールディングス 代表取締役社長	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
常勤監査役	青木 実	(株)家族葬のファミリー 常勤監査役 アライアンス・バーンスタイン(株) 社外監査役 (株)花駒 監査役 (株)備前屋 監査役	当社の完全子会社であります。 重要な取引その他の関係はありません。 いずれも当社の完全子会社であります。
監査役	柏原 智行	石井法律事務所 弁護士	当社の顧問弁護士事務所であります。
監査役	寺田 芳彦	トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 パートナー トラスティーズ・アドバイザー(株) 代表取締役 トラスティーズ・コンサルティング 有限責任事業組合 職務執行者	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松本 大輔	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営に対する的確な助言等社外役員として期待される役割を果たしております。
常勤監査役	青木 実	当事業年度に開催された取締役会23回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に上場企業の監査役としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。
監査役	柏原 智行	当事業年度に開催された取締役会23回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。
監査役	寺田 芳彦	当事業年度に開催された取締役会23回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士並びに税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督等社外役員として期待される役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

区 分	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	31,500千円	—
連結子会社	—	—
合 計	31,500千円	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の監査報酬については、監査役会が監査計画の内容を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの算出根拠などを確認、検討した結果、妥当な水準であると判断し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性、並びに監査体制及び監査品質等、監査が適切に行われるかを総合的に勘案して、選任及び不再任等の株主総会に提出する議案の決定を行います。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると考えられる場合は、必要に応じて、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年8月13日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。それらの概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役は、経営理念、基本的使命及び行動規範を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓発を継続し、法令遵守を最優先とする企業風土を醸成する。
- (b) 取締役は、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社全体を横断する調査、監督指導を行う。
- (c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に對し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- (e) 社長直屬部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下「内部監査部門」という）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (g) 当社の事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行うことのできる手段を設け、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
- (h) 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うため、「経理規程」をはじめとする諸規程を制定し、「会社法」及び「金融商品取引法」並びに関連法令を遵守する体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。
- (b) 取締役・監査役は、必要に応じて文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理に関する規程（リスクマネジメント基本規程）を制定又は改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクを検討する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
- (b) 不測事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に社長と、定められたミーティングで議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
- (c) 経営理念の実現に向け、内外の環境を考慮し策定する中期業務計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務が執行されている。
- (d) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
- (e) 適正な財務報告を確保するために、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑤ 監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社の内部監査部門が監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
- (b) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が協議し、決定する。
- (c) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- (d) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
- (b) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(c) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。内部通報制度により通報された重要な件についても同様とする。

(d) 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。

(e) 内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役、監査法人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図っている。

(b) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持っている。

(c) 監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。

⑧ 反社会的勢力との関係遮断

常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

⑨ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、経営管理本部長を通じて、遅滞なく取締役会に報告する。

(b) 内部監査部門の責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役会へ報告する。各監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。

(c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

(a) 会社におけるコンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を図り、会社の社会的信頼の確保に資することを目的とし、内部通報制度に関する規程を定める。

(b) 監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが内部通報制度において確保されているかを確認し、その内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならないものとする。

⑪ 監査役職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査役は、その職務の執行について生ずる費用（外部の専門家の助言に関する費用を含む）について、会社から前払又は償還を受けることができることを監査役監査基準に定める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスクに関する事項

「コンプライアンス規程」に基づいて代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回、当事業年度は4回開催し、コンプライアンス問題及びリスク懸念について定期的に報告を受け、リスクの顕在化を予防するとともに、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備しております。また当社及び子会社の取締役及び従業員が直接報告・相談できる内部通報窓口の設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めております。

② 内部監査に関する事項

内部監査室により、当社の法令及び定款並びに社内規程の遵守体制、内部統制プロセスの有効性についての監査を行うほか、当社グループ各部門への監査を継続して実施しており、監査結果を代表取締役社長に都度報告するほか、監査結果を監査役会と適宜共有しております。

③ 取締役及び従業員の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「組織規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役及び従業員の職務執行の効率性を確保しているほか、当事業年度は23回開催した取締役会において、十分に審議できる環境を確保しております。また子会社の経営状況を確認するため、グループ経営会議を四半期に1回、当事業年度は4回開催し、子会社の取締役、執行役員等から当社取締役が定期的に報告を受け、業務の適正を確保しております。

④ 監査役職務に関する事項

監査役は、取締役会をはじめとする当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社及び当社グループの取締役及び従業員にヒアリングをする機会を設けているほか、会計監査人や内部監査室との連携を目的とした定期的な会合を実施し、当事業年度は15回開催した監査役会で議論するなど、監査の実効性を確保しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要不可欠な設備投資、M&A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。

内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び現金同等物	1,454,546
営業債権及びその他の債権	277,005
棚卸資産	42,676
その他の流動資産	53,220
流動資産合計	1,827,448
非流動資産	
有形固定資産	5,532,943
使用権資産	15,902,866
のれん	3,625,667
無形資産	159,651
持分法で会計処理されている投資	87,563
その他の金融資産	636,203
繰延税金資産	392,264
その他の非流動資産	77,529
非流動資産合計	26,414,689
資産合計	28,242,138

科目	金額
負債の部	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	659,641
借入金	3,088,773
リース負債	1,093,728
未払法人所得税	170,988
その他の流動負債	518,781
流動負債合計	5,531,913
非流動負債	
借入金	2,187,575
リース負債	14,810,064
その他の金融負債	6,352
引当金	449,898
非流動負債合計	17,453,891
負債合計	22,985,805
資本の部	
資本	
資本金	159,013
資本剰余金	2,582,206
利益剰余金	2,487,186
自己株式	△308
その他の資本の構成要素	28,235
親会社の所有者に帰属する持分合計	5,256,333
資本合計	5,256,333
負債・資本合計	28,242,138

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上収益		10,535,122
売上原価		△6,568,892
売上総利益		3,966,230
販売費及び一般管理費		△2,783,637
その他の収益		6,984
その他の費用		△7,966
営業利益		1,181,611
金融収益		1,494
金融費用		△190,183
税引前当期利益		992,922
法人所得税費用		△292,104
当期利益		700,818
当期利益の帰属		
親会社の所有者		700,818
当期利益		700,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,683,630	流動負債	3,229,097
現金及び預金	335,285	1年内返済予定の長期借入金	3,065,980
売掛金	114,737	未払金	101,599
前払費用	17,032	未払費用	23,430
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	4,210,000	未払法人税等	2,383
未収還付法人税等	6,263	賞与引当金	23,164
その他	311	その他	12,540
固定資産	3,432,451	固定負債	1,959,224
有形固定資産	13,921	長期借入金	1,959,224
工具、器具及び備品	13,921	負債合計	5,188,321
無形固定資産	101,778	純資産の部	
ソフトウェア	23,861	株主資本	2,918,275
ソフトウェア仮勘定	73,080	資本金	159,013
その他	4,836	資本剰余金	2,585,033
投資その他の資産	3,316,751	資本準備金	159,013
関係会社長期貸付金	200,000	その他資本剰余金	2,426,019
関係会社株式	3,039,419	利益剰余金	174,537
繰延税金資産	17,247	その他利益剰余金	174,537
敷金及び保証金	60,084	繰越利益剰余金	174,537
		自己株式	△308
		新株予約権	9,485
資産合計	8,116,082	純資産合計	2,927,760
		負債純資産合計	8,116,082

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,309,564
営業費用		1,216,475
営業利益		93,089
営業外収益		
受取利息	41,676	
雑収入	0	41,676
営業外費用		
融資手数料	7,373	
支払利息	36,673	
雑損失	3,289	47,336
経常利益		87,429
税引前当期純利益		87,429
法人税、住民税及び事業税	22,561	
法人税等調整額	5,825	28,387
当期純利益		59,041

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月24日

株式会社さきずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さきずなホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社さきずなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月24日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 忠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きずなホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、取締役会等を通じて子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月25日

株式会社きずなホールディングス	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	青木 実 ㊟
監査役 (社外監査役)	柏原 智行 ㊟
監査役 (社外監査役)	寺田 芳彦 ㊟

以上

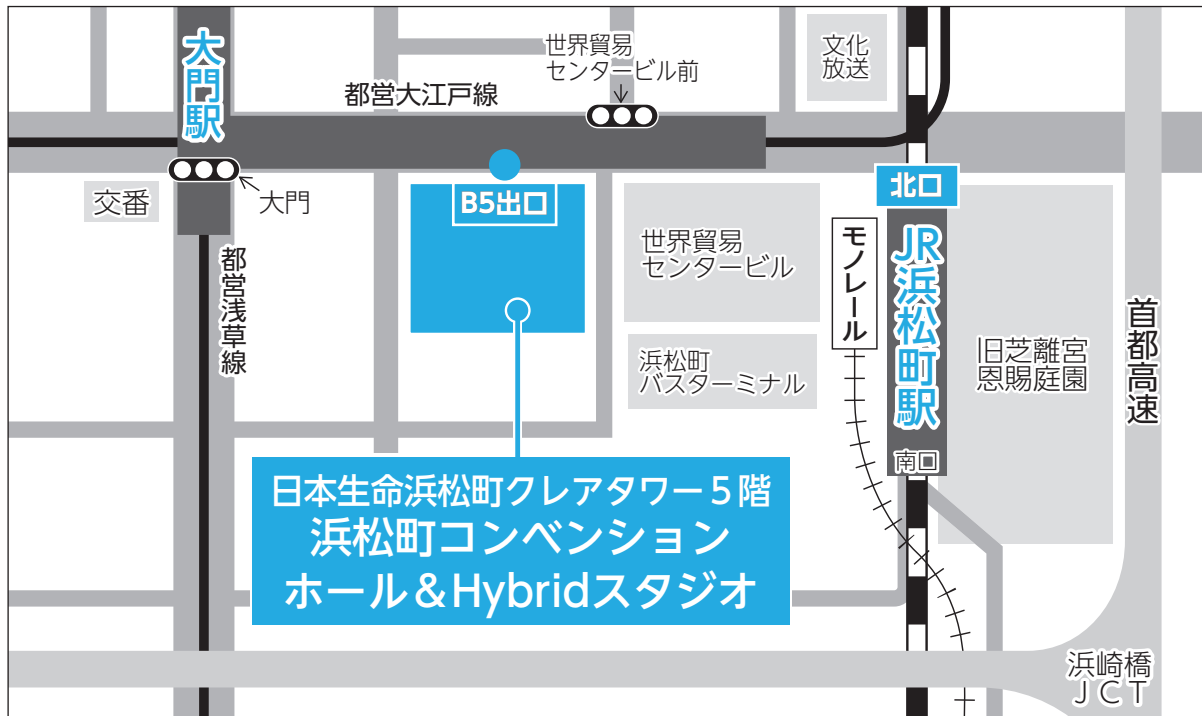
株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区浜松町二丁目3番1号
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ5F メインホールA
電話：03-5843-7092（当社代表）

交通のご案内

- ・都営地下鉄大江戸線・浅草線 大門駅 B5出口直結
- ・JR山手線・京浜東北線、東京モノレール 浜松町駅 北口（徒歩2分）



●駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
前回と会場が異なりますのでご注意ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日 2023年8月3日

第6期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

■連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社きずなホールディングス

連結持分変動計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2022年6月1日残高	153,360	2,579,379	1,786,368	△234
当期利益	—	—	700,818	—
当期包括利益	—	—	700,818	—
譲渡制限付株式報酬	5,653	2,826	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△73
所有者との取引額等合計	5,653	2,826	—	△73
2023年5月31日残高	159,013	2,582,206	2,487,186	△308

	親会社の所有者に帰属する持分			資本合計
	その他の資本の構成要素		合計	
	新株予約権	合計		
2022年6月1日残高	28,235	28,235	4,547,109	4,547,109
当期利益	—	—	700,818	700,818
当期包括利益	—	—	700,818	700,818
譲渡制限付株式報酬	—	—	8,479	8,479
自己株式の取得	—	—	△73	△73
所有者との取引額等合計	—	—	8,406	8,406
2023年5月31日残高	28,235	28,235	5,256,333	5,256,333

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数・・・3社
- (2) 主要な連結子会社の名称

会社名：株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒、株式会社備前屋

3. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数・・・1社
- (2) 関連会社の名称

会社名：株式会社学研ファミリー

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

①子会社

連結計算書類には、すべての子会社を含めており、子会社とは当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などにに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結計算書類に含めております。

子会社の決算日は当社の決算日と一致しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営の方針に関する意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業をいいます。一般的に、当社グループが議決権の20%から50%を保有する場合には、重要な影響力があると推定しております。関連会社への投資は、持分法により会計処理しております。関連会社の決算日は当社と異なっているため、当社決算日において仮決算を実施しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識されます。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合が発生した報告期間末日までに、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら、企業結合処理の認識額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、その情報を反映し、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。なお、測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(3) 金融商品

① 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定して

おります。償却原価で発生する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

② 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

①以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

③ 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大しているかどうか評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠があり、当初認識以降の債務不履行の発生リスクが増大した際に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過日数の他、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化したと判断した場合に、債務不履行の可能性があると判定しております。

しかしながら、上記の基準に関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

④ 金融資産の認識と認識中止

金融資産の認識については、営業債権及びその他の債権はこれらの発生日に、その他の金融資産は当社グループが契約の当事者となった時点（取引日）において認識しております。また、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時点で、当該金融資産の認識を中止しております。

⑤ 金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しており、金融商品の契約の当事者になった時点（取引日）において認識しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

金融負債は、義務が履行されたか、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に認識を中止しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により測定しております。取得原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、期末の在庫評価は先入先出法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引き及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたっ

て、主として定額法により償却しております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

有形固定資産の残存価額及び耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載のとおりです。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しており、主な無形資産はソフトウェア（見積耐用年数5年）及び施設利用権（見積耐用年数15年）であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) リース（当社グループが借手となるリース取引）

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を供用開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。これ以外の場合には、供用開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、リース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間に渡り定額法により費用認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位

で、かつ事業セグメントよりも大きくはありません。

資金生成単位又は資金生成単位グループの減損損失は、最初に、当該資金生成単位又は資金生成単位グループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

資産もしくは資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が当該資産もしくは資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を直ちに純損益として認識しております。

のれん以外の資産について過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費及び償却額控除後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りにより、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

(資産除去債務)

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率で割り引いて測定しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に支払われると見積られる従業員給付であります。短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがありま

す。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは「資本剰余金」から控除しております。

(13) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

持分決済型の株式報酬(以下、ストック・オプション)は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションや二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度は、受領したサービスの対価を付与日における当社株式の公正価値を参照して測定しており、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の識別にあたっては、葬儀関連備品、供花、料理等の調達における当社グループの関与度合いによって、本人か代理人かの検討を行っております。当社グループの関与度合いが高い場合には、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務に該当し、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しております。一方、当社グループの関与度合いが低い場合には、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に該当し、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、該当する履行義務は主に一時点で充足するものとなり、次のとおりとなります。

① 役務の提供

当社グループの役務の提供に関する収益としては、主に葬儀の売上収益及び仲介手数料収入があります。これらは、葬儀の施行が完了した時に履行義務が充足し収益を認識しております。

通常、支払条件は、施行完了後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

② 物品の販売

当社グループにおいては仏壇・位牌等の製品の販売があります。これらは、取引先から顧客へ引渡等、支配が移転した際に収益を認識しております。

通常、支払条件は、引渡後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

また、履行義務が一時点で充足されないものについては、契約の履行義務の充足等に依り対価を収益として認識しております。当社グループでは、フランチャイジーから得るロイヤリティ収入について、契約期間内の時の経過によって履行義務が充足されるものであることから、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストについて、資産計上すべきものはありません。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当社グループが当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

(17) 重要な会計上の見積り

当社グループは連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

当期末におけるのれんの残高は3,625,667千円であり、株式会社AP51が旧株式会社エポックジャパンを企業結合した時に認識したのれん3,036,987千円が主な内訳となります。各資金生成単位又は資金生成単位グループののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。事業計画のうち、使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、葬儀件数・葬儀単価であります。これらの仮定は、過去実績、将来の需給見通し、Web閲覧者数やホール来館者数の増加のための営業関連施策の取り組み等を反映しております。なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した5年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、長期のインフレ率及び死亡者数の伸び率を加味し、各期とも成長率を1%として事業の継続価値を算定しております。当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しておりますが、当連結会計年度において、減損損失は認識されておられません。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	6,399千円
その他の金融資産（非流動資産）	4,110千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,146,978千円
(減損損失累計額を含む)	
3. 担保に供している資産	
建物	1,071,634千円
土地	780,713千円
計	1,852,347千円
4. 担保に係る債務	
1年以内返済予定の長期借入金	2,520,260千円
長期借入金	200,893千円
計	2,721,153千円

III. 連結持分変動計算書に関する注記

2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、下記1から3の事項に関する株式数を記載しております。

1. 当連結会計年度における発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	6,888,470株	10,956株	－株	6,899,426株

(注) 増加株式数は金銭報酬債権の現物出資に伴う譲渡制限付株式の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	246株	48株	－株	294株

3. 新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数			
	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式	150,000株	12,400株	－株	162,400株

IV. 金融商品に関する注記

1. 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

2. 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引は行っておりません。

(1)信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、管理部門は営業部門の設定した与信限度等を定期的にモニタリングしております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金(その他の金融資産)を差し入れる場合があります。建設協力金は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期にわたります。ただし店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破綻により変更となった場合でも破綻以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金に係る回収リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金・保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期にわたります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破綻により、敷金・保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

(2)流動性リスク

①資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、流動性リスクを管理しております。

(3)市場リスク

①市場リスクの管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金のうち、変動金利による借入金が大半であるためです。当社グループは市場金利の動向にあわせて借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

3. 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

4. 償却原価で測定する金融商品

連結計算書類において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略しております。

(注1)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	636,203	—	609,940	—	609,940
長期借入金（注2）	5,276,348	—	5,290,889	—	5,290,889

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(公正価値の算定方法)

(a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(b) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

V. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当連結会計年度における当社グループの売上収益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主要な製品、サービス	
葬儀売上	9,878,425
仲介手数料収入	579,525
その他のサービス	77,172
合計	10,535,122
収益認識時点	
一時点で充足	10,516,372
一定の期間にわたり充足	18,750
合計	10,535,122
顧客との契約から認識した収益	10,535,122
その他の源泉から認識した収益	—

(注) 当社グループは単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めております。

2. 契約残高

当連結会計年度末における顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権	
売掛金	275,509
合計	275,509

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 761円88銭

基本的1株当たり当期利益 101円64銭

(注) 2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

株主資本等変動計算書
(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年6月1日残高	153,360	153,360	2,426,019	2,579,379
当期変動額				
新株の発行	5,653	5,653	-	5,653
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	5,653	5,653	-	5,653
2023年5月31日残高	159,013	159,013	2,426,019	2,585,033

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
2022年6月1日残高	115,495	115,495	△234	2,848,000	9,485	2,857,486
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	11,306	-	11,306
当期純利益	59,041	59,041	-	59,041	-	59,041
自己株式の取得	-	-	△73	△73	-	△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	59,041	59,041	△73	70,274	-	70,274
2023年5月31日残高	174,537	174,537	△308	2,918,275	9,485	2,927,760

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 会計処理に関しては、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。表示及び開示に関しては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書は会社計算規則に準拠して、作成されております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、関係会社売上及び関係会社受取利息となります。関係会社売上については、関係会社に対して経営指導サービス及び業務受託サービスが提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。関係会社受取利息については、利息計算期間の経過に応じて収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目及び内容は、次のとおりです。

【関係会社株式の評価】

① 当事業年度に係る計算書類における計上額：関係会社株式 3,039,419千円

(子会社株式)

株式会社家族葬のファミリーユ 2,258,834千円

株式会社花駒 374,885千円

株式会社備前屋 317,500千円

(関連会社株式)
株式会社学研ファミリー 88,200千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は関係会社株式の評価に際して、市場価格又は合理的に算定された価額のあるものを除き、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を実施しております。当事業年度末においては、いずれの関係会社株式も実質価額が著しく低下しておらず、減損損失は認識しておりません。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,009千円

関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 4,324,905千円

関係会社に対する長期金銭債権 200,000千円

関係会社に対する短期金銭債務 669千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,309,564千円

営業取引以外の取引高

受取利息 41,673千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	246株	48株	－株	294株

(注) 2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、株式数を算定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	7,092千円
未払事業税	558千円
役員業績連動報酬	6,892千円
譲渡制限付株式報酬	2,596千円
その他	107千円
繰延税金資産合計	17,247千円

繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産（負債）の純額	17,247千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
損金算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	2.6%
その他	-0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

8. 関連当事者との取引に関する注記
 (1) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)家族葬のファミリー	東京都港区	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	直接 100.0	経営指導等のコンサルティング 資金の貸付 役員の兼任	経営指導等のコンサルティング料	1,285,463	売掛金	88,318
						資金の貸付(注) 1	730,000	1年内回収予定の関係会社 長期貸付金	4,210,000
						受取利息(注) 1	39,673	関係会社 長期貸付金	—
子会社	(株)花駒	京都府相楽郡精華町	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	直接 100.0	経営指導等のコンサルティング 資金の貸付 役員の兼任 広告宣伝費の立替	経営指導等のコンサルティング料	24,101	売掛金	26,419
						資金の貸付(注) 1	—	関係会社 長期貸付金	200,000
						受取利息(注) 1	2,000		
						広告宣伝費の立替	6,775	関係会社 未払金	662
子会社	(株)備前屋	岡山県瀬戸内市	葬儀事業及び葬儀関連サービス業	直接 100.0	役員の兼任 広告宣伝費の立替	広告宣伝費の立替	3,003	関係会社 未払金	7

(注) 1. 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員	中道 康彰	被所有 直接 0.1	当社代表取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う譲渡制限付株式の発行（注）1	5,866	—	—
役員	関本 彰大	被所有 直接 0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う譲渡制限付株式の発行（注）1	3,092	—	—
役員	岡崎 仁美	被所有 直接 0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う譲渡制限付株式の発行（注）1	2,346	—	—

（注）1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。
譲渡制限付株式の発行価額は、本発行に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における、当社普通株式の終値に基づいて決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 422円99銭

1株当たり当期純利益 8円56銭

（注）2022年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。